

公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和4年 3月 1日

にかほ市長 市川 雄次



記

1 経営管理権集積計画の対象森林

別紙のとおり

- 2 縦覧場所
- ・にかほ市役所農林水産部農林水産課
 - ・にかほ市農林水産課ホームページ

(<https://www.city.nikaho.akita.jp/soshikikarasagasu/norinsuisanka/gyomuannai/1/1/4/4109.html>)

- 3 本公告により、にかほ市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。

(備考)

- 1 森林の所在等の情報については、定めた経営管理権集積計画の内容を記載すること。

以上

	所在	地番	林班	小班	面積	集積計画の存続期間	備考
令3-1	にかほ市院内字中川原	2	12	29	0.25	令和4年4月1日から令和19年3月31日まで	
令3-2	にかほ市馬場字上坂ノ下	1	46	14	0.16	令和4年4月1日から令和14年3月31日まで	
	にかほ市馬場字上坂ノ下	48-1	46	15	0.06	令和4年4月1日から令和14年3月31日まで	
	にかほ市馬場字坂ノ下	12-2	12	60	0.24	令和4年4月1日から令和14年3月31日まで	
	にかほ市馬場字冬師山	1-200	10	72	0.28	令和4年4月1日から令和14年3月31日まで	
	にかほ市馬場字冬師山	1-29	12	61-5	0.31	令和4年4月1日から令和14年3月31日まで	
令3-3	にかほ市馬場字冬師山	70	13	69-1	0.39	令和4年4月1日から令和19年3月31日まで	
	にかほ市釜ヶ台字野尻	34	14	48-2	0.34	令和4年4月1日から令和19年3月31日まで	
令3-4	にかほ市馬場字冬師山	72	12	11	0.15	令和4年4月1日から令和19年3月31日まで	
令3-5	にかほ市伊勢居地字グミノ木森	59-3	46	124	0.18	令和4年4月1日から令和19年3月31日まで	
令3-6	にかほ市冬師字老林	7	10	164-2	0.20	令和4年4月1日から令和19年3月31日まで	
	にかほ市冬師字鳥海	302-2	10	303	0.14	令和4年4月1日から令和19年3月31日まで	
令3-7	にかほ市釜ヶ台字長沢	44	9	39	0.28	令和4年4月1日から令和19年3月31日まで	
	にかほ市釜ヶ台字長沢	48	9	44	0.57	令和4年4月1日から令和19年3月31日まで	
令3-8	にかほ市釜ヶ台字赤坂	15-3	13	56-1	0.24	令和4年4月1日から令和19年3月31日まで	